

住宅用省エネルギー給湯機買替助成金に関する質問をまとめました。
こちらのQ&Aでも分からない場合は、地域エネルギー課へお問い合わせください。

Q 1. 自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）はどんな仕組みのものですか。

屋外の空気の熱と電気で効率的にお湯を作るのがエコキュートです。

Q 2. 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）はどんな仕組みですか。

天然ガスから水素を取り出し、空気中の酸素と化学反応させることで、電気を生み出し、同時に発生する熱を給湯に利用するのがエネファームです。

Q 3. 高効率給湯機を住宅に設置すれば、助成金がもらえるのですか。

宝塚市内に住民登録を有し、対象住宅に既に設置している給湯機（エコキュート及びエネファームを除く。）を廃棄し、エコキュート又はエネファームに買替えをすることが条件となります。※燃料電池のみの設置は対象外となりますのでご注意ください。

エコキュートやエネファーム付きの新築住宅を購入する場合など、既に設置している給湯機からの買替ではない場合は対象外です。

Q 4. エコキュートを住宅以外に設置しても助成金の対象となりますか。

助成の対象住宅は、宝塚市内にあって自己の居住の用途に供する建築物（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）としていますので、対象住宅以外に設置した場合は、助成金の対象外です。

Q 5. 助成金額はいくらですか。

1件あたり、1万円です。

Q 6. 助成金はどこに申請するのですか。

助成金交付申請書（様式第1号）と書類等を添付のうえ、市役所1階地域エネルギー課に提出してください。

ただし、助成件数には限りがあり、先着順での受付となるため、早めに申請するようにしてください。

Q 7. 既に設置されている給湯機、新たに買い替える給湯機の廃棄及び設置工事等は、どこに依頼すればよいですか。

お近くの電気店、リフォーム店等にご相談ください。

Q 8. 交付決定を受ける前に、工事に着工しても良いですか。

権利を他の人に譲渡するのを防ぐため、交付決定通知書を受け取ってから工事に着工してください。交付決定通知書を受ける前に、既に設置工事（機器本体設置工事以外の基礎工事、配線配管工事等を含む。）に着手している場合は、助成金の対象外となります。

Q 9. 申請した内容に変更や廃止が生じた場合は、どうすればよいですか。

速やかに住宅用省エネルギー給湯機買替助成金変更交付申請書（様式第5号）に、書類等を添えて提出してください。

Q 10. 設置工事が完了した場合は、どうすればよいですか。

速やかに、設置報告書（様式第7号）と助成金交付請求書（様式第10号）に書類等を添えて、提出してください。

Q 11. 助成金交付請求書（様式第10号）には、添付する写真は何を写せばよいですか。

給湯機全体が確認できる写真を添付してください。

なお、「場所が狭くて全体が1枚に納まらない」などの理由がある場合は、別々に写して複数枚を添付していただいても結構です。（写真は、画像データの白黒コピーでも構いません。）